

会議等の公開に関する指針（一部抜粋）

この指針は、「第2次厚木市行政改革大綱」の趣旨及び厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、より開かれた市政運営の実現を図るため審議会等の会議及び会議録等の公開に関し、その在り方を示したものである。（1～3省略）

4 公開・非公開の決定

審議会等の会議の公開・非公開の決定は、審議会等の長が当該審議会等に諮って行うものとする。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議のうち、公開で行う会議については、会場に傍聴席を設け、何人も傍聴ができるものとする。
- (2) 審議会等の長は、必要と認めるときは、傍聴人の人数を制限することができる。
- (3) 審議会等の長は、会議を円滑に運営するため会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴人に退席を命ずることができる。
- (4) 審議会等の長は、会議の傍聴人に会議次第を配布するものとする。
- (5) 審議会等の長は、個人情報等に該当する情報が記録されているもの等を除き、会議資料を会議の傍聴人に閲覧させなければならない。
- (6) 会議資料については、意思決定前の情報が含まれているおそれがあるため、会議終了後には回収するものとする。ただし、傍聴人から会議資料取得の請求があった場合は、審議会等の判断により、複写費用に係る実費分の負担を求め、提供することができるものとする。

6 公開の周知

- (1) 会議を公開する場合においては、会議の開催日時、場所、議題、傍聴人の定員等必要な事項を市政情報コーナーに掲示するとともに、厚木市ホームページ等により広く市民への周知に努めるものとする。
- (2) 会議の公開情報の提供は、前項の方法により、当該会議開催日のおおむね2週間前に行うものとする。

7 会議の傍聴

- (1) 傍聴人の決定は、先着順の方法により行うものとする。（あらかじめ抽選の方法により決定することとしている場合はこの限りではない。）ただし、会議開始時間の30分前までに定員を超えた場合で、新たに定員を増やすことが困難なときは、抽選の方法により決定するものとする。
- (2) 審議会等の長は、傍聴人の決定を先着順の方法により行う場合は、会議開始予定時間の5分前までに決定するものとする。
- (3) 審議会等の長は、前2号の規定により傍聴人を決定した後において、傍聴人が定員に満たないときは、審議の妨げにならない範囲内で、傍聴人を追加して決定することができる。
- (4) 傍聴人は、審議会等が作成する傍聴人の遵守事項を守り、審議会等の長の指示に従い静穏に傍聴しなければならない。
- (5) 傍聴人は、審議会等の長の許可なく、会議の様態を撮影し、又は録音をしてはならない。（以下省略）